

## デイサービスセンターむつみ苑管理運営規程（介護予防通所介護相当サービス）

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人仁摩福祉会が運営するデイサービスセンターむつみ苑（以下「事業所」という。）が行う介護予防通所介護相当サービス（以下「通所型サービス」という。）、の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう通所型サービスを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 通所型サービスを行う主たる事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称	デイサービスセンターむつみ苑
所在地	島根県大田市仁摩町天河内831

### （職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び業務内容は次のとおりとする

- ① 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務を統括する。
- ② 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、利用申込に係る調整、介護予防通所介護相当サービス計画の作成、相談・援助業務の提供に当たるものとする。
- ③ 看護職員 1名以上  
看護職員は、利用者の健康状態に注意しながら、医師の指示に基づき健康保持のための適切な措置を行う。
- ④ 介護職員 5名以上  
介護職員は、日常生活上の介護、その他必要な業務を行う。
- ⑤ 機能訓練指導員 1名以上

利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

- ⑥ 栄養士 1名以上  
栄養士は、献立作成、栄養量計算、食事記録、食事提供業務及び栄養指導を行う。
- ⑦ 調理員 1名以上  
食事提供業務を行う。
- ⑧ 事務職員 1名  
庶務・会計に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 日曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 8時30分から17時30分まで
- ③ サービス提供時間 9時45分から16時00分まで

(通常の事業の実施区域及び利用定員)

第6条 通常の事業の実施区域及び利用定員は次のとおりとする。

- (1) 通常の事業の実施区域  
大田市仁摩町、五十猛町、静間町、鳥井町、長久町、久利町、大森町、温泉津町
- (2) 利用定員 35名

(通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 通所型サービスの内容は、次のとおりとし、通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、大田市が定める額とし、法定代理受領サービスの場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 相談・援助等、健康チェック、移動、排泄、食事の介助等、送迎
  - (2) 入浴介助
  - (3) 機能訓練
- 2 前項に掲げる額のほか次の費用を利用者から徴収することができる。
- (1) 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要した送迎車の交通費  
通常の事業の実施地域の境界から1キロメートルにつき50円を積算した額
  - (2) 食事の提供に要する費用 1食あたり700円
  - (3) 前各号に掲げるもののほか通所型サービスにおいて提供されるもののうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明

した上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 サービス利用にあたって、利用者又はその家族は、通所当日の利用者本人の心身の状況を事業所の従業員に報告するものとする。

2 機能訓練室における機能訓練設備の利用の際は、必ず機能訓練指導員の指導の基に行われるものとし、利用者が単独で機能訓練を行う場合に当たっては、事前に機能訓練指導員の許可を得るものとする。

3 前項に掲げるもののほか、当該事業所の利用にあたっては、事業所の従業員の指示に従うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、通所型サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第10条 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し、周知徹底を図るため、年2回以上避難その他必要な訓練等を実施することとする。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第11条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、事業所内において感染症の発生又はまん延しないように、必要な措置を講じる。

(秘密保持等)

第12条 事業所の従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等を用いる場合は

あらかじめ文書により、同意を得るものとする。

(苦情処理等)

第13条 事業者は、提供した通所型サービスに対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、介護保険法の規定により大田市及び国民健康保険団体連合会（以下「大田市等」という。）が行う調査に協力するとともに、大田市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業者は、大田市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、大田市、利用者の家族、地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録するものとする。

3 利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(記録の整備)

第15条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する通所型サービスの提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(1) 介護予防通所介護相当サービス計画

(2) 提供した具体的なサービス内容等の記録

(3) 利用者に関する大田市への報告等の記録

(4) 苦情の内容等に関する記録

(5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業者は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6か月以内

(2) 継続研修 年 1回

- 2 事業所は、ハラスメントによって職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化など、必要な措置を講じる。

- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人仁摩福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(平成29年4月14日改正)

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。